

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
救急病院等の認定(医務課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)(森林保全課)
- 保安施設地区の指定施業要件の変更予定()
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第五百十八号
鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年八月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数	発行記号等		
6 2 6 2	雑誌その他 の刊行物	B i t c h ビッチ 猥褻素人娘 32人の痴態ナマ撮り写真集	雑誌 62491-02	株式会社 海王社	
6 2 6 3	"	ニヤン ² 倶楽部Z 1999 4月号	雑誌コード 17031-4	株式会社 コアマガジン	
6 2 6 4	"	S t r e e t S U G A R 1999 5 VOL. 187	雑誌 04167-05	株式会社 サン出版	
6 2 6 5	"	制服美少女権染大図鑑 元気のであるマガジン1月号増刊	雑誌 03512-1	三和出版 株式会社	
6 2 6 6	"	N G エヌ・ジー 1999 8月号 Vol. 8	雑誌コード 11985-8	有限会社 セントラル出版	
6 2 6 7	"	ミルクードールズ 1999-4	雑誌コード 08407-4	株式会社 大洋書房	
6 2 6 8	"	M女マニアコレクション VOL2	雑誌 66013-27	株式会社 書房	
6 2 6 9	"	O K a y i 1999 5 VOL. 39	雑誌 12137-5	株式会社 東京三世社	
6 2 7 0	"	オンライン通信 1999 5 NO. 209	雑誌 02189-5	株式会社 東京三世社	
6 2 7 1	"	ストーリーズ	雑誌 68334-81	株式会社 東京三世社	
6 2 7 2	"	熱写ボーイ 1999 5月号 NO. 104	雑誌コード 07055-5	株式会社 東京三世社	
6 2 7 3	"	W O N D E R F U L VOL.1 オンライン通信3月号増刊	雑誌 02190-3	株式会社 東京三世社	

6274	〃	制服ハンター VOL. 7 告白実話3月号増刊	雑誌コード 03832-3	株式会社 日 正 堂
6275	〃	素人娘まるがじりナンの巻 4月号	雑 誌 04361-4	株式会 社 日 正 堂
6276	〃	ラザダス Special VOL. 2 露出調教	雑誌コード 68601-83	株式会 社 マフィアックス
6277	〃	URECCO APRIL, 1999 VOL. 154	雑 誌 01851-4	ニッ 出 版
6278	録画テープ	洗濯屋ケンちゃん 99' 加奈	KEN-01	株式会社オナ インフューチャー
6279	〃	熟女と人妻 式の章	NP-05	株式会社チキ ラブルパワー
6280	〃	淫欲熱汁妻 ~素人初脱ぎ~ 第一巻	JAM-01	人妻性態 行研究所
6281	〃	【おまんこ天使】④ 屈辱的な身体検査	OT-04	Prada
6282	〃	恥っ娘くらぶ	006	不 明
6283	〃	お嬢様のいけなない放課後 青山女学院	なし	不 明

鳥取県告示第五百十九号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院又は救急診療所と認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十一年八月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目一	平成十三年四月七日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成十四年一月十九日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町一二九	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四一	〃
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町一〇三一一五	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町六	〃
国立米子病院	米子市車尾一二九三一	〃
労働福祉事業団山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目八一	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市西三柳一八八〇	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島三九二一七	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	〃
医療法人元町病院	境港市上道町一八九五一	〃
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	〃
キマチリハビリテーション医院	西伯郡名和町大字富長七五五一五	〃
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五一一一七	〃

鳥取県告示第五百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成十一年十月四日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成十一年八月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 申請のあった年月日

平成十一年八月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取環境市民会議

三 特定非営利活動法人の代表者の氏名

太田康富

四 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市材木町一八一

五 特定非営利活動法人の変更後の定款に記載された目的

鳥取環境市民会議は、主として鳥取県内の生活者に対して、地球環境問題の実情並びに優れた環境対策及びまちづくりに関する情報の収集、提供、特定非営利活動を行う団体等に対する支援その他の啓発事業を行い、地球環境の保全及び生活者の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第五百二十一号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

する。

平成十一年八月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

二 変更後の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第六十三号	米子地域森林計画	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第六十四号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第六十五号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第六十七号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第六十八号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十一号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十二号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十三号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十四号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十六号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十八号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第七十九号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第八十一号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第八十二号	〃	
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第八十三号	〃	

昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第百八十四号	〃
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第百八十五号	〃
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第百八十六号	〃
昭和三十九年三月二十七日付鳥取県告示第百八十七号	〃
昭和四十一年四月十五日付鳥取県告示第百八十二号	八頭地域森林計画
昭和四十一年四月十五日付鳥取県告示第百八十三号	〃
昭和四十一年四月十五日付鳥取県告示第百八十四号	〃
昭和四十一年四月十五日付鳥取県告示第百八十五号	〃
昭和四十一年四月十五日付鳥取県告示第百八十六号	〃
昭和四十一年四月十五日付鳥取県告示第百八十七号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百八十七号	鳥取地域森林計画
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百八十八号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百八十九号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十一号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十二号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十三号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十四号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十五号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十六号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十七号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十八号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第百九十九号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第六十二号	〃

昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第六十三号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第六十四号	〃
昭和四十二年一月二十日付鳥取県告示第六十五号	〃
昭和四十三年十二月十三日付鳥取県告示第八百三十三号	米子地域森林計画
昭和四十四年三月二十五日付鳥取県告示第九百九十三号	倉吉地域森林計画
昭和四十六年四月二日付鳥取県告示第二百八十九号	米子地域森林計画
昭和四十七年二月一日付鳥取県告示第七十号	倉吉地域森林計画
昭和四十七年六月二十三日付鳥取県告示第四百三十九号	〃
昭和四十八年一月九日付鳥取県告示第五号	鳥取地域森林計画
昭和四十九年九月十日付鳥取県告示第七百四十八号	米子地域森林計画
昭和五十年八月十二日付鳥取県告示第六百八十八号	〃
昭和五十年十月二十一日付鳥取県告示第九百十号	倉吉地域森林計画
昭和五十一年四月十三日付鳥取県告示第二百八十三号	米子地域森林計画
昭和五十二年十月二十一日付鳥取県告示第八百三十三号	倉吉地域森林計画
昭和五十二年十一月十一日付鳥取県告示第九百二二号	鳥取地域森林計画
昭和五十三年四月七日付鳥取県告示第三百十四号	〃
昭和五十三年六月十三日付鳥取県告示第五百四十一号	米子地域森林計画
昭和五十四年三月六日付鳥取県告示第二百一十一号	〃
昭和五十五年六月二十七日付鳥取県告示第五百四十二号	鳥取地域森林計画
昭和五十六年四月二十八日付鳥取県告示第四百三十八号	八頭地域森林計画
昭和五十六年七月二十一日付鳥取県告示第六百六十三号	米子地域森林計画
昭和五十六年九月十六日付鳥取県告示第八百四十号	日野地域森林計画
昭和五十六年十一月十日付鳥取県告示第一千百十八号	鳥取地域森林計画
昭和五十六年十二月二十二日付鳥取県告示第一千二百九十五号	米子地域森林計画
昭和五十七年五月十一日付鳥取県告示第四百八十四号	鳥取地域森林計画
昭和五十七年八月三十一日付鳥取県告示第八百六十一号	〃

昭和五十七年十一月十九日付鳥取県告示第千四百四十七号	〃
昭和五十七年十一月三十日付鳥取県告示第千七百七十九号	八頭地域森林計画
昭和五十七年十一月三十日付鳥取県告示第千八百八十号	米子地域森林計画
昭和五十八年五月十日付鳥取県告示第四百三十六号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年六月十日付鳥取県告示第五百三十二号	八頭地域森林計画
昭和五十八年七月八日付鳥取県告示第六百二二号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年十月七日付鳥取県告示第八百六十三号	〃
昭和六十年一月二十二日付鳥取県告示第七十一号	〃
昭和六十年二月一日付鳥取県告示第八十五号	鳥取地域森林計画
昭和六十年六月四日付鳥取県告示第六百二十六号	倉吉地域森林計画
昭和六十二年五月十五日付鳥取県告示第四百十八号	日野地域森林計画
昭和六十三年一月二十九日付鳥取県告示第六十二号	倉吉地域森林計画
昭和六十三年三月十一日付鳥取県告示第二百七十八号	〃
昭和六十三年十月十四日付鳥取県告示第九百六十一号	鳥取地域森林計画
昭和六十三年十月十四日付鳥取県告示第九百六十二号	米子地域森林計画
昭和六十三年十二月九日付鳥取県告示第千八百八十二号	八頭地域森林計画
昭和六十三年十二月九日付鳥取県告示第千八百八十三号	〃
昭和六十六年十二月九日付鳥取県告示第千八百八十四号	鳥取地域森林計画
平成元年一月二十八日付鳥取県告示第二百三十八号	〃
平成元年五月三十日付鳥取県告示第六百二十五号	倉吉地域森林計画
平成元年六月二十七日付鳥取県告示第七百二二号	鳥取地域森林計画
平成二年七月十七日付鳥取県告示第六百二十九号	米子地域森林計画
平成二年八月七日付鳥取県告示第六百七十四号	鳥取地域森林計画
平成三年二月一日付鳥取県告示第八十四号	〃
平成三年七月二日付鳥取県告示第五百二十一号	倉吉地域森林計画
平成三年四月二十五日付鳥取県告示第五百十八号	八頭地域森林計画
平成三年五月七日付鳥取県告示第四百十六号	倉吉地域森林計画
	八頭地域森林計画

平成四年五月十九日付鳥取県告示第四百八十九号	日野川地域森林計画
平成四年九月十六日付鳥取県告示第七百四十八号	千代川地域森林計画
平成四年九月十六日付鳥取県告示第七百五十号	日野川地域森林計画
平成六年一月二十一日付鳥取県告示第四十二号	〃
平成六年五月二日付鳥取県告示第四百十六号	天神川地域森林計画
平成六年十二月二十六日付鳥取県告示第八百五十号	〃
平成八年八月二十七日付鳥取県告示第五百九十六号	日野川地域森林計画
平成八年十二月十日付鳥取県告示第八百十五号	天神川地域森林計画
平成九年八月二十九日付鳥取県告示第五百八十四号	日野川地域森林計画
平成十年四月二十一日付鳥取県告示第三百四号	千代川地域森林計画
平成十年四月二十一日付鳥取県告示第三百五号	〃
平成十年七月二十四日付鳥取県告示第五百十六号	〃
平成十年十月三十日付鳥取県告示第六百九十六号	日野川地域森林計画
平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百十九号	〃
平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百二十号	〃

鳥取県告示第五百二十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。
 - 二 変更後の指定施業要件
- 別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ

別表
れ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

平成七年五月三十日付農林水産省告示第七百七十二号	天神川地域森林計画	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
平成七年五月三十日付農林水産省告示第七百四十四号	千代川地域森林計画	
平成七年六月一日付農林水産省告示第七百四十一号	日野川地域森林計画	
平成七年六月一日付農林水産省告示第七百四十二号	千代川地域森林計画	
平成七年六月十三日付農林水産省告示第七百八十三号	天神川地域森林計画	
平成七年六月十三日付農林水産省告示第七百八十四号	日野川地域森林計画	
平成七年六月十四日付農林水産省告示第七百八十七号	天神川地域森林計画	
平成七年六月十九日付農林水産省告示第八百十号	日野川地域森林計画	
平成七年十月五日付農林水産省告示第七百八十八号	千代川地域森林計画	
平成七年十二月六日付農林水産省告示第九百四十三号	天神川地域森林計画	
平成八年五月七日付農林水産省告示第六百五十一号	日野川地域森林計画	
平成八年八月七日付農林水産省告示第十二百十二号	千代川地域森林計画	
平成八年十月八日付農林水産省告示第五百六十二号	天神川地域森林計画	
平成八年十二月四日付農林水産省告示第八百八十八号	千代川地域森林計画	
平成九年二月十四日付農林水産省告示第二百三十七号	日野川地域森林計画	
平成九年四月二日付農林水産省告示第四百九十四号	千代川地域森林計画	
平成九年五月二日付農林水産省告示第六百五十五号	日野川地域森林計画	
平成九年五月二日付農林水産省告示第六百六十四号	千代川地域森林計画	
平成九年五月十五日付農林水産省告示第七百五十八号	日野川地域森林計画	
平成九年七月一日付農林水産省告示第七百五十五号	千代川地域森林計画	
平成九年七月九日付農林水産省告示第七百五十八号	千代川地域森林計画	
平成九年七月十七日付農林水産省告示第九百五十七号	日野川地域森林計画	
平成九年七月十七日付農林水産省告示第九百五十八号	千代川地域森林計画	
平成九年八月二十六日付農林水産省告示第三百四十二号	日野川地域森林計画	
平成九年八月二十六日付農林水産省告示第三百四十二号	千代川地域森林計画	

平成九年八月二十六日付農林水産省告示第千三百四十四号	〃
平成九年九月四日付農林水産省告示第千三百八十八号	日野川地域森林計画
平成九年十月二十三日付農林水産省告示第千五百八十六号	〃
平成十年一月十二日付農林水産省告示第十七号	千代川地域森林計画
平成十年一月二十二日付農林水産省告示第百四十九号	日野川地域森林計画
平成十年六月十一日付農林水産省告示第九百三十号	千代川地域森林計画
平成十年八月十一日付農林水産省告示第千七百七十三号	日野川地域森林計画
平成十年八月十一日付農林水産省告示第千八百八十二号	〃
平成十年八月二十日付農林水産省告示第千二百八十二号	〃
平成十年八月二十七日付農林水産省告示第千三百三十号	〃
平成十年九月二十九日付農林水産省告示第千五百四十二号	千代川地域森林計画
平成十年十一月十二日付農林水産省告示第千七百二十九号	〃
平成十年十一月十九日付農林水産省告示第千七百六十四号	日野川地域森林計画

平成十一年一月二十日付農林水産省告示第七十一号	〃
平成十一年一月二十日付農林水産省告示第七十二号	〃
平成十一年一月二十日付農林水産省告示第七十三号	〃
平成十一年一月二十日付農林水産省告示第七十四号	日野川地域森林計画
平成十一年二月五日付農林水産省告示第二百一十号	〃
平成十一年三月八日付農林水産省告示第三百九十二号	千代川地域森林計画
平成十一年三月八日付農林水産省告示第三百九十三号	〃
平成十一年三月八日付農林水産省告示第三百九十四号	〃
平成十一年三月二十九日付農林水産省告示第五百十五号	〃
平成十一年三月二十九日付農林水産省告示第五百十六号	日野川地域森林計画

鳥取県告示第五百二十三号

次のように保安施設地区の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十二条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年八月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 指定施業要件の変更予定に係る保安施設地区の所在場所及び保安施設地区として指定された目的

別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

二 変更後の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

平成八年六月十七日付農林水産省告示第九百六十二号

千代川地域森林計画

当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十一年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十一年八月二十七日(金)午後二時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 平成十一年新成人研修会の開催について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年八月十七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 一 日時 平成十一年八月十九日(木)午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室
- 三 議題
 - 1 平成十二年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項について
 - 2 その他